

地方独立行政法人山口県産業技術センター役員退職手当規程

平成21年4月1日
規程第 7 号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山口県産業技術センター（以下「センター」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当について定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の報酬月額に100分の100の割合を乗じて得た額とする。

2 次条の規定により、異なる役職の役員に引き続いて在職した場合の退職手当の額は、異なる役職の在職期間（以下「役職別在職期間」という。）ごとに前項の規定の例により計算した額の合算額とする。

(在職期間の計算)

第3条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、役員として引き続いた在職期間による。

2 役員としての在職期間の月数の計算は、役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。

3 役職別在職期間がある場合において、役職別在職期間が同一の月で重複している場合は、端数の少ない在職期間から1月を減じるものとし、端数が同じ場合は後の在職期間から1月減じるものとする。

4 役員が退職した場合において、その翌日において再び同一又は異なる役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数月がある場合には、6月以上の端数月はこれを1年とし、6月未満の端数月はこれを切り捨てる。

(退職手当の支給制限)

第4条 退職手当は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号に該当するものとして解任された役員には支給しない。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職手当の返納等の取扱い)

第6条 退職手当の返納等については、地方独立行政法人山口県産業技術センター職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）の規定を準用する。

(退職手当の特例)

第7条 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう）、地方公共団体、センター以外の地方独立行政法人（以下「国等」という。）に雇用される者が、センターの要請に応じて、引き続いて役員となるために退職し、かつ、センターの役員として在職した後、引き続いて再び国等の職員となった場合、その者のセンター役員としての在職期間が国等の退職手当に係る在職期間に通算されることとされたときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の規定に該当する役員が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に職員に復帰し職員として退職したと仮定した場合の、役員としての在職期間（職員として引き続いた在職期間を含む。）を職員退職手当規程に規定する在職期間とみなし同規程の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における報酬月額、当該役員が役員となるため職員を退職した日における職員としての給料の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める額とする。

4 役員のうち、山口県職員（職員退職手当条例（昭和29年山口県条例第5号「以下（退職手当条例）」という。）第1条に規定する職員をいう。）を定年又は勸奨により退職し、退職手当条例の規定による退職手当の支給を受けている者には、退職手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位等)

第8条 第6条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当の支給を受ける順位等については、職員退職手当規程の規定を準用する。

(端数の処理)

第9条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、役員退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。